

仮名字体弁別意識瞥見

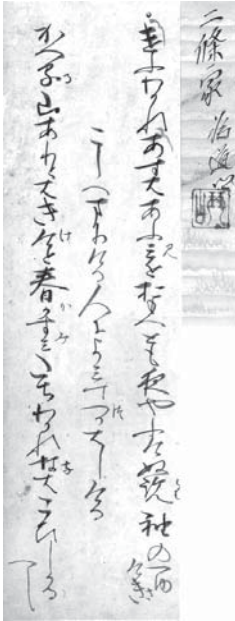
— 伝二条為道・同為世筆古今集切の傍記を手がかりとして —

兼 築 信 行

一 伝二条為道筆古今集切

架蔵の古筆切資料の中に、二条為道（一二七一～一二九九）を伝称筆者とする『古今和歌集』のごく零細な断簡が一葉存する【画像1】。琴山印極札（裏面は剥離）を付し、十四世紀頃の書写と思しい。僅か三行分に過ぎぬもので、巻第八・離別歌三六九番の和歌から、三七〇番の詞書および和歌の部分にあたる。

【画像1】



寸法は縦二三・〇糎、横六・六糎。四周はぎりぎりまで切り詰

められているため、原寸法は不明ながら、和歌の字高は二一・五糎ほど。料紙は鳥の子紙で、三六九番歌の歌頭に墨の小圈点を付し、初句と第二句の頭に朱の庵点を付す。

伝為道筆の古今集切には、出光美術館蔵手鑑『見努世友』所収の安田切や、久曾神コレクシヨンの六半切二葉が知られるが、それらは和歌一首上下句分かち二行書きであり、一首一行書きで書写される当該断簡とは別物である。いまこの資料を、小圈点や庵点を省略して翻字してみると、左のようになる（括弧内は新編国歌大観番号）。

けふわかれあすはあふみをおもへとも夜やふけぬ覽袖のつゆ
けき（三六九）

こしへまかりける人によみてつかはしける
かへる山ありとはきけと春かすみたちわかれなほこひしかる
へし（三七〇）

（ここには、僅か三行に対し十文字の、本文同筆による平仮名傍記を認めることができる。このうち三六九番歌末尾の「つゆけ

き」は異文注記と考えてよいか。ただし『古今集校本』⁽³⁾を閲する
かぎり、当該箇所を「つゆけさ」とする伝本は無く、この異同は
「幾」字母平仮名と「左」字母平仮名の類似に発する誤りに起因
するものと推定される。また、同歌の「ふけぬ覧」⁽⁴⁾は、漢字・仮
名の表記の違いを注記していると解せる。ところが、その他の七
文字については、翻字をするかぎり、仮名文字の傍らに同じ仮名
が付されているように見える。これは一体、どのように理解すれ
ばよいのだろうか。

平仮名の字母を確認すると、「安不三」⁽⁵⁾「川可者之」⁽⁶⁾「加部累」⁽⁷⁾「幾
介止」⁽⁸⁾「可寸美」⁽⁹⁾は、異なる字母の仮名を傍記している。しかし、
三七〇番歌第四句末の「奈者」⁽¹⁰⁾では、同じ字母の平仮名が傍記さ
れていることになる。これをさらに仔細に観察すると、本行の文
字は現行の「な」の字体で書かれているのに対し、傍記の方はそ
れとは違う崩し方の「奈」字母平仮名となっている。

ところで、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と大学共同
利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所（NINJAL）が共
同開発した「学術情報交換用変体仮名」データベースが、二〇一
五年一〇月一六日に試験公開された（<http://kananijal.ac.jp/>）。二
九三字の文字画像（字形）に変体仮名番号が与えられている。こ
の変体仮名のグリフ（Glyph）を検索すると、問題の傍記は、
①(210030020) の、最後に左から右へ運筆する線を連続させた字体
となっている。その点は、②(210030030) に近いが、画数が異なり、
入りの横棒がいったん切れている。つまり210030020と210030030
の中間的な形態に位置する字体だが、いまこのデータベースを応

用し、当該仮名を私に仮に210030025と付番し、字母に番号下二
桁を付し「奈25」と表示することにしたい。しかし、このデー
タベースでは、現行の平仮名字体については番号が与えられない。
そこで、現行字体は00とすることとし、当該事例の本行仮名の場
合「奈00」と表示する。つまり、伝為道筆古今集切三七〇番歌第
四句の「な」字は、本行が「奈00」、傍記は「奈25」で記されて
いることになる、とする。これは、同一字母の平仮名であっても、
他の異字母平仮名と同様、両者は別の字体として認識、区別され
ていたことになる。

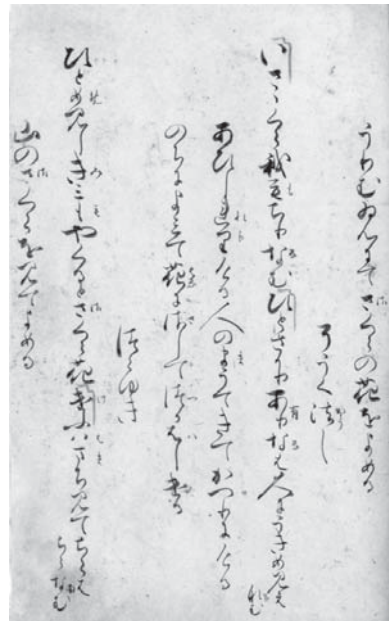
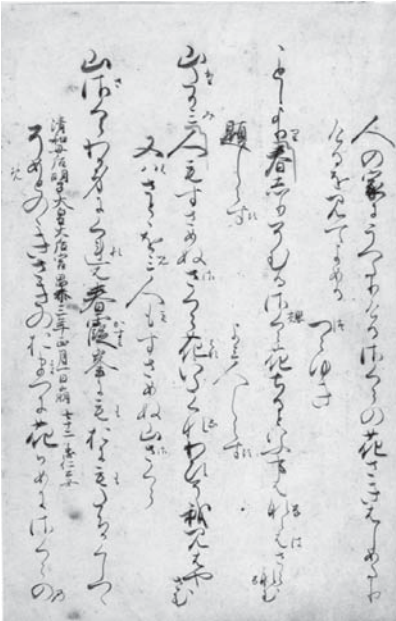
二 伝二条為世筆古今集切

この伝為道筆切と極めて近い性格を有する古筆切資料に、為道
の父為世（二二五―一三三八）を伝称筆者とする『古今和歌集』
の断簡がある。伝為世筆の古今集切は、『増補新撰古筆名葉集』（安
政五年版）に「久巴切 四半古今哥一行書雲紙」および、四半の
切として「古今哥二行朱書書入少々アリ」「古今哥一行朱点墨書
入カナ直シアリ古今集ニテ類キレ多シ」の記載がある。『古筆字
大成』第五巻⁽⁵⁾には、伝為世筆古今集切として村雨切と、同集切（一）
〜（十三）を挙げるが、その（二）が久巴切に当たる。まさに「古
今集ニテ類キレ多シ」の言が首肯される。

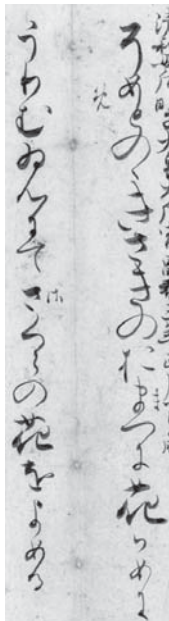
さて焦点の切だが、まずは近時、稿者が入手した一点「画像2」
を紹介したい。極札には「二條家為世卿」とのみあって、「琴山」
印を捺す（裏面は剥離）。購入元の古書肆では「了佐」極とされて
いたが、札の裏面は剥離しており、確認はできない。料紙は鳥の

子紙で、左右に二面分が連続する。寸法は縦二三・四厘、横二九・五厘だが、中央の折目には四箇所の綴穴【画像3】が認められる。和歌一首一行書きで、右面は巻第一・春歌上の四九番歌詞書から五二番歌詞書の「さくら」までの本文九行（第八行と九行の間に勅物が記される）、左面は巻第二・春歌下の七七番歌詞書から七九番歌詞書までの八行。右面の横寸法は一五・二厘、左面は一四・三厘で、左の方が狭く、左面は一行分切り取られている可能性も考えられようか。和歌の字高は二二・〇厘ほどである。

【画像2】便宜的に極札と左右面を切り離して掲出する。



【画像3】折目と綴穴部分。



この書誌的形状が意味するのは、この切は元来、列帖装本の括りとして重ねられた、両面書写料紙の中の一葉が抜き出され、裏面が剥がされたということである。切の四周は截ち縮められていると思われるが、四半の列帖装本が原態であったことは明らかである。

書写形態を観察すると、先掲の伝為道筆切同様、所々に朱の庵点が付され、勸物も書き入れられているが、本文同筆と認められる傍記が数多く施されており、それらはやはり、漢字仮名の別を示す場合もあるが、多くは変体仮名の字母あるいは字体の相違を示しているように見える。

当該切には、ツレと考えられる切を二葉、確認することができ

る。
まず、島根県的美保神社蔵『手鑑』に収められる切は、『古筆手鑑大成』第五卷に二二四、『古筆学大成』第五卷には「伝二条為世筆 古今和歌集切(一)」の二四六として収載される。秋歌上の一九一番歌から一九五番歌までの九行分で、極札には「二條家(為世卿/白雲に)」と記し、「守村」印を捺す。『古筆手鑑大成』の解説(伊井春樹執筆)は鎌倉時代の写とし、『増補新撰古筆名葉集』所掲(前述)のうち「古今哥一行朱点墨書入カナ直シアリ」の四半切に該当することを示唆する。

もう一葉は、『古筆学大成』第五卷が「伝二条為世筆 古今和歌集切(一)」の二六七として掲載する個人所蔵古筆手鑑所収の切で、秋歌上・二〇六番歌から二二〇番歌までの八行分である。なお『古筆学大成』は、書写年代を「南北朝時代、十四世紀終わりのころ」と認定する。

以上、当該切は都合三葉、四面分が知られたが、以下整理の都合上、春歌上の面をA面、春歌下をB面、秋歌上の美保神社手鑑をC面、同巻の個人蔵手鑑をD面と称呼する。これらには、伝為氏筆の古今集断簡である因幡切に付されるのと同様の朱の庵点が

認められるなど、注目すべき共通点が存している。行数・寸法を一覧すれば、左のとおり。

行数	縦寸法	横寸法	部立・歌番号
A面	九行	二三・四糎	一五・二糎 春歌上・四九番歌詞書 〽五二番歌詞書途中迄
B面	八行	二三・四糎	一四・三糎 春歌下・七七番歌詞書 〽七九番歌詞書
C面	九行	二二・四糎	一四・六糎 秋歌上・一九一番歌 〽一九五番歌
D面	八行	二五・〇糎	一五・五糎 秋歌上・二〇六番歌 〽二一〇番歌

三 伝為世筆切の原態

新出春部によって、伝為世筆古今集切の原態が四半の列帖装本であったことが確定できたが、さらにその書誌的な構造を推定することが可能となった。A面とB面、C面とD面は、それぞれ写本の近接した部分に位置する。いま、巻・部立が同じC面とD面を考えると、この両断簡の間の行数は、藤原定家真筆の古今集写本である伊達本・嘉禄本で数えると一六行分、ただし一九六番歌作者名「藤原忠房」は両本とも詞書下の同行や左にはみ出して記されているので、これを別行と見れば一七行分となる。伝為世筆切の一面行数は八〽九行で、するとC面とD面の間の一六〽一七行分は、ちょうど二面分に相当する。

さらに『古筆学大成』所載の写真を仔細に観察すれば、C面の

五行目、D面の五行目の位置の上部および中央部に大きな虫食い痕が認められ、その形は完全な左右対象形をなしている。これらを勘案するなら、C面とD面の関係は次の二つのケースが考えられる。

ケース1 C面：x丁表 D面：xプラス一丁裏
ケース2 C面：x丁裏 D面：xプラス二丁表

A面とB面の場合、A面が丁の裏、B面が表に当たるはずで、この間に巻は春歌上から春歌下へ移るが、伊達本で春歌上四六行に六行分空白、および春歌下一七行、嘉禄本で春歌上四五ないし四六行および春歌下一六行となり、仮に一丁表裏を一七（九行プラス八行）として商を求めると、ほぼ四丁分が割り出される。すると、この間の部分は、列帖装の括りの折の、A面とB面よりも内側に位置する料紙でなければならず、A面B面はそのすぐ外（下）側に重ねられた料紙の内側面であったことになる。

四 本行本文と傍記

C面について『古筆手鑑大成』の解説は、

一首一行書き、朱点があり、墨による傍書も見いだせる。この書入れは、漢字へのルビ、詠みやすくした仮名、それと最後の行の「え」と「へ」の仮名遣いの指摘である。

と述べる。またC面D面について『古筆学大成』は、本文の系統として、

これは「定家本」の一伝本。しかも、「伊達家本」と比較すると、漢字・仮名の表記の区別までが完全に一致する。当然

ながら、これは「嘉禄二年本」によったことが明らかである。本文中の仮名の字母の傍注の細字は、この一本を所持した人が、他本と校合して、字母の相違を区別するために記載したものである。

と解説する。伊達本と対校してみると、確かに漢字・仮名の別は一致する。しかし、仮名字母までを比較すると、相違の箇所が認められる。

伝為世筆切に付される傍記の性格を考察するために、傍記箇所を、(Ⅰ)本文の相違、(Ⅱ)仮名遣いの相違、(Ⅲ)本行漢字・傍記仮名、(Ⅳ)本行仮名・傍記漢字、(Ⅴ)本行仮名・傍記本行とは別字母仮名、(Ⅵ)本行仮名・傍記本行と同字母仮名の、五つのレベルに分け、その傍記文字の延べ数をカウントしたのが左の一覧である。なお、延べ文字数であるので、例えば本行の漢字一文字に仮名二文字の傍記が付されている場合(例：A面六行目「花」^{はな})は二、本行三文字の仮名に漢字一文字の傍記が付されている場合(例：A面四行目「さくら」^{さくら})は一と数える。なお、傍記は原則本行文字の右側に記されるが、位置の関係で左側に記される場合あり、同様に取り扱う。B面七行目七八番歌の、字母で表示すれば「幾三二」の箇所は上にずれたものと考え、位置を正すことにする。この誤りの存在は、当該切が直接校合を行った原資料ではなく、傍記を含めて転写したものである可能性を強く示すだろう。

	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)	(Ⅵ)	計
A面	○	○	五	一	一七	五	二八
B面	○	○	四	二	一五	五	二六

C面 ○ ○ 一 三 一 一〇 三 一八
 D面 ○ ○ 〇 四 三 一七 一 三五
 計 ○ ○ 一 一六 七 五九 二四 一〇七
 〈Ⅱ〉〈Ⅲ〉および〈Ⅳ〉は、現代でも一般に校異を取る際に拾うレベルだが、問題は〈Ⅴ〉、さらには〈Ⅵ〉をどう考えるかである。

まず、先掲『古筆学大成』解説が述べるように、当該断簡のC面D面が漢字・仮名の別、仮名字母レベルまで伊達本と一致しているかを確認したところ、全体に一致度が高いことは認められるが、全てが同一というわけではなかった。〈Ⅱ〉〈Ⅲ〉すなわち漢字・仮名の別について掲げれば(ダツシユの上に伊達本、下に切の本文を示す)、C面に、覽―らむ(二〇七番歌)、白露―しらつゆ、いろ―色(二〇九番歌)の相違が見え、字母にも相違箇所が認められる。なおその場合、傍記が伊達本の表記と一致するケースもあるが、そうでない箇所も存する。A面B面についても、B面に、君―きみ、櫻―さくら(七八番歌)と相違の箇所があり、その他の字母の相違も存する。なお、伝為道筆切についても対比してみると、霞―かすみ(三七〇番歌)が異なり、字母にも相違箇所がある。少なくともこれらの切は、伊達本と完全には一致しない。また、同じく定家真筆本である嘉禄本と比較してみたが、やはり完全に一致はしなかった。しかし、繰り返すが、表記に高い一致度を示すことも確かであり、一首一行書きという書写形式であることを含め、これらの切の本行本文の祖本は、定家筆の古今集証本であったことはほぼ間違いない。左に例としてA面の四九番歌の仮

名字母を示し(本行の漢字はゴシックとする)、伊達本・嘉禄本を同様に処理して並べてみる。

〈伝為世筆切〉己止之与利春志利曾武留佐久良花知留止以不事

者那良者左良那武

〈伊達本〉己止之与里春志利曾武留佐久良花知留止以不事

者奈良者佐良奈武

〈嘉禄本〉己止之与利春志利曾武留 櫻 花知留止以不事

波奈良八佐良南

さらに国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵伝二条為世筆貞応元年一月本¹⁰⁾、および二条家証本として著名な貞応二年七月本の最古写最善本とされる冷泉家時雨亭文庫蔵為家奥書本の字母を、併せて左に掲出しておく。

〈貞応元年本〉古止之与里春志利曾武留左久良花知留止以不己

止八奈良八左良奈武

〈貞応二年本〉己止之与利春志利曾武留 櫻 花知留止以不事

者奈良波左良奈武

定家は生涯に一七箇所あまりの古今集書写を行っており、その間に本文を修訂していったことは周知の通りである。そうした中の一本が、当該切の祖本であったはずだが、いっぽうで、もちろん書写過程での変容も想定しなければならぬ。

五 「不違一字」的書写態度

仮名文字に対して仮名文字の細かな傍記を施す伝為道筆ならびに伝為世筆古今集切の、特殊な資料性格を考えていくと、思い合

わされてくるのが、かつて浅田徹が論じた「不違一字」的書写態度である。浅田はこれを「一字一字の字、母づかいまで」を保存する態度と捉え、崇徳朝後半の始発から、俊成・定家を経て鎌倉末にいたる動向を、歌学ならびに歌道家の形成と絡め論述した。本稿で取り扱った資料は、さらに時代が下るものだが、証本を尊重する意識が過剰に反映した一斑と言えそうである。すなわち、翻字すれば同じ文字となる仮名文字が傍記されているのは、まさしく「字母づかい」レベルまでの校合結果ということになろう。

実際に定家本同士の厳密な対校がなされていたことは、浅田論文が引く池田龜鑑旧藏貞応元年本古今集奥書に窺うことができ(13)る。同奥書は、天理大学附属図書館蔵宝治二年真観奥書本に、より完全な形で付載されている。

(貞応元年一月二〇日定家奥書：省略)

安貞之比書写本不慮紛失、仍重借請入道中納言本自筆、貞永元年八月廿日仰或書生写之、即校合、其後時移事變雖交山林志猶在斯、仍今以同自筆之本他本校合者也、兩本之文字仕双写之、還以無益歟

彼本奥書云(貞応二年七月二二日定家奥書：省略)

真名序在今本之奥、仍令書人之

宝治二年二月九日 西山隱真觀記之

真観は、安貞の頃に書写した定家筆貞応元年一月二〇日本を紛失したため、貞永元年八月二〇日に重ねて同本を「書生」に書写させ、校合したが、それから相当の時間を経て後、定家筆貞応二年七月二二日本をこれに校合し、「兩本之文字仕双写之」と記

す。浅田徹はこの文言について、

字母づかいまで校合し、本文に並べて「双」は「ならべて」か傍に掲出したということではあるまいか。すると、当然貞永の書写のときも「不違一字」的な書写であったのになければなるまい。そうでなければ校合が無意味になるからである。

しかし、定家は毎回漢字のあて方や字母づかいを大きく変えているから、非常に多くの校異がでたはずで、徒らに煩雑になつてしまったために「還以無益歟」と言っているのではなか

い。と述べる。浅田のこの解釈のとおりだとすると、この真観本は、字母におよぶ校異が傍記されていたことになり、まさしく伝為道筆切・伝為世筆切が示す様態と一致する。貞応元年一月本、同二年七月本ともに定家筆本自体は伝存しておらず、前節では、四九番歌について国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧藏本および冷泉家時雨亭文庫藏本をもつて例示したが、その用字は切の本文と完全に一致はしなかった。また池田龜鑑旧藏本(東海大学現蔵)や天理図書館藏本に、翻字すれば同一となる平仮名が「文字仕双写之」されているわけではない。しかし真観奥書は、字母の相違までも校異として掲出するテキストの作成を示しており、それは、問題の切の傍記のごとき形態となつていたはずである。なお、真観奥書本と当該切との関係については、あらためて別稿を用意したい。

六 同一字母仮名に対する字体弁別意識

これら、定家筆古今集をその字母レベルまで保存しようとする

行為は、その証本性を過剰に絶対化しようとする態度が生じたことを意味する。ただし、切の傍記が、定家筆証本同士の校合結果を「字母づかい」のレベルまで本当に正確に保存しているかについては、確証を得難い。定家筆古今集で伝存する伝本は、先述の通り伊達本と嘉禄本のみであり、これらを切と対校した結果、高い一致度は認められるものの、完全には一致しなかった。校合の前提となる底本書写の過程は当然あつたはずで、その転写の際に誤写が生じた懼れも否定できない。また切の傍記は、新たに校合作業を行った生の資料というより、やはり傍記ごと転写されたものである可能性が高い。

しかし、ここで稿者が問題にしたいのは、本稿第四節の一覧に示した傍記分類の〈Ⅵ〉のレベル、すなわち本行仮名と傍記仮名の字母が同一となっているケースの存在である。

このレベルは、まず伝為道筆切に、本行「奈00」傍記「奈25」の一例が認められることを、既に第一節に記しておいた。今度は伝為世筆切について、「学術情報交換用変体仮名」のグリフを応用して整理をすると、左の結果となる。

- A面
- 五例…本行「乃00」傍記「乃10」一例
- 本行「末20」傍記「末00」一例
- 本行「毛70」傍記「毛20」一例
- 本行「毛20」傍記「毛70」二例
- B面
- 五例…本行「奈00」傍記「奈30」二例
- 本行「末20」傍記「末00」一例
- 本行「毛20」傍記「毛70」一例

- 本行「毛70」傍記「毛20」一例
- C面
- 三例…本行「乃00」傍記「乃10」一例
- 本行「毛20」傍記「毛70」二例
- D面
- 一一例…本行「奈00」傍記「奈30」五例
- 本行「奈00」傍記「奈20」三例
- 本行「乃00」傍記「乃10」一例
- 本行「毛20」傍記「毛70」二例
- これら、同一字母仮名について弁別されている字体を集約整理すると、次のようになる。現用仮名以外は「学術情報交換用変体仮名」の文字画像をペーストしておく。

- ナ…「奈00な」「奈20ふ」「奈30あ」
- ノ…「乃00の」「乃10乃」
- マ…「末00ま」「末20ま」
- モ…「毛20も」「毛70も」
- すなわち、伝為道切・伝為世切においては、右は証本の「異同」として掲出すべき、いわば「字体づかい」の相違と認識されていたことになる。たとえばノについての「乃00」と「乃10」は、前者「丸のの字」、後者「杖つきのの字」と呼ばれるが、鎌倉後期から南北朝期と推定される書写者にも、これらをはっきりと弁別されていたことを示す直接的な言語資料と言えるのではないか。

七 仮名字づかいとの関係

我々はさまざまな写本、あるいは版本において、一つの字母か

ら派生し、さまざまなレベル・方向性へと崩された平仮名を目にしているが、文字の書記者自身にも、当然類型の意識が作用していたはずである。そうした一斑として、平仮名の字体の書き分けを位置によって分類する意識のあったことは、『和歌大綱』の「かきたがへてあしかるべきかんなの事」条にはつきりと見える。この条項は、偽書『悦目抄』系歌学書の中に取り込まれて流布し、近世期に至ると『男重宝記』の「歌書かなづかひ」等へも継承されていった。これらは概ね、異字母平仮名の書き分けを示したもののだが、いま焦点としている同字母平仮名の弁別についても、いくつかの事例を見出すことができる。例えば『和歌大綱』では、ナについて、「下にか、ぬ」に現行字体「奈00」、「上下わかぬ」に「那」字母仮名とともに「奈20」を掲げる。ただし日本歌学大系本では、「上下わかぬ」については変体仮名を貼りつけているが、「下にか、ぬ」は活字を用いる。同本はモについても、「上にか、ぬ」に「毛20」の変体仮名を貼りつけ、「上下わかぬ」に「毛00」つまり現行仮名の活字を組む。天理図書館蔵の孤本である『和歌大綱』の「上下わかぬ」モは、実際には「毛70」で、「男重宝記」なども「毛70」としている。ちなみに日本歌学大系の『悦目抄』²⁰では、「上にか、ざるも 上下に分ぬも」といずれも活字で組んであるので、何のことも分からなくなっている。本稿で扱った切の傍記については、今後、こうした仮名文字づかいとの関係をも、考究する必要があるだろう。²¹

平仮名字母・字体レベルの校合がなされ、それが注記されたことは、定家筆証本の極端な絶対化と言える。しかしそれは、先掲

宝治二年真観奥書に記すごとく、「還以無益」なこととして広く一般化したものとは思われない。であるが故に、同様の資料は稀有なのである。ただ、「字母づかい」「字体づかい」に関しては、『和歌大綱』等の記述とは異なり、書き分けを意味するのではなく、別の字体ながら置換が可能なものとして記録していることになる。すると、これらの切に施された傍記の資料価値は、同一字形の異なる字体として、どのヴァリアントが弁別されていたかを確実に示す資料ということになる。なお本稿で問題とする、同一字母より派生する平仮名字体に対する「弁別」の用語は、差し当たり機能的な使い分けを含意するものではないことを、誤解の無いよう記しておく。

稿者は長年にわたり、勤務先の大学や大学院等において、くずし字・変体仮名を解説するスキルを身につけるための科目を担当し、また専門の演習や講義においても、影印を用いることが多い。その際には、常に仮名字母を頭に浮かべて翻訳するよう指導してきたし、その種のワークブックも出版した。²²ここでは必ず、仮名変体表といった一覧を示すのだが、それは字母から次第に崩され、簡略化されていく平仮名字体の字体が、いわばグレースケールとして整理、例示されている。「学術情報交換用変体仮名」が端的に示すごとく、そのグレースケールには、いくつかの典型パターンは意識されていたはずで、例えば「丸のの字（乃00）」と「杖つきのの字（乃10）」が写本のごく近い箇所に併用される事例は枚挙に遑がない。そうした書記者、書写者の文字弁別の「意識」を確実に示す言語資料として、伝為道および伝為世筆切

は、稀有な事例資料と言えるだろう。

八 付言／くずし字・変体仮名リテラシー

最後に関連して、変体仮名を翻字する際の、ひとつの問題に触れておきたい。

前田育徳会尊経閣文庫蔵の定家筆『土左日記』の冒頭を、仮名を字母、漢字をゴシックで示せば、「乎止己毛春止以不日記止以不物遠……」となる。この冒頭「乎」字母平仮名については、「ちりぬるを」の「を」の変体仮名として翻字するのが通例だが、定家仮名遣いで「男」は「おとこ」と表記される（「お」は低アクセントに対応）のであり、定家はここで「乎」を「うゐのおくやま」の「お」として用いたと考えられる。大阪青山歴史文学博物館蔵の為家筆本に徴して紀貫之自筆本冒頭字も「乎」であったと確定できるが、坂本清恵は、貫之筆本の書写を契機として、定家は、専用字としては当時「於」字母仮名しか存しなかった「うゐのおくやま」の「お」字に、「乎」も加えたと論じた²³。首肯すべき見解である。すると、この定家筆『土左日記』を翻字する場合、冒頭仮名はどう処理するのが正しいのだろう。「を」とこも……とすれば定家の表記意識と乖離することになり、「おとこも……」と処理するのが定家の意識に正しく寄り添うことになるはずだが、単純かつ機械的な変換作業では、こうした機微を捉えることはできない。書写者の意識を斟酌するリテラシーが必要となるだろう。字母を問題とすべき学術レベルにおいては、今後、「学術情報交換用変体仮名」など、新たな工夫を積極的に導入していくべきで

あろう。

ところで、主に歴史学者を中心に、前近代の芸術文化等を研究する研究者が、変体仮名テキストを翻字する場合、「二」字母平仮名を「ニ」、「三」字母平仮名を「ミ」、「八」字母平仮名を「ハ」と、片仮名におこす「流儀」がこんにち広く行われている。しかし、もとより平仮名と片仮名とは文字位相を全く異にする、違う字種の文字なのであって、これをみだりに混用することは、根本的に間違いである。もちろん、平仮名と片仮名を両用するテキストは存在し、漢文訓読の送り仮名、あるいは宣命書きのように、助詞や活用語尾などを片仮名で小書きにしている場合もある。それを示すのに、両用することがいけないと言っているのではない。問題は、例えば【画像1】の三六九番歌の第二句を「あすはあふミと」と翻字する「流儀」である。こうした慣習が定着した背景には、明治期に標記変体仮名の活字が用いられており、『大日本史料』等にも後々まで用いられたところから、特に史学関係者の間で定着したものと推察される（周知の通り、平仮名字体の統一は、明治三年の文部省令「小学校令施行規則」による）。しかし、いったん慣習化した「流儀」を改めることに抵抗感が生じるのは、理解できないわけではないが、記主あるいは書写者が平仮名と意識して書いた文字を、字種の異なる文字に置換し、これらの字母のみ殊更保存に固執することは、文字の体系的把握を歪めるものであり、取えて弊風と断ぜざるを得ない。旧来の陋習は、改めるにはくはない。

情報処理技術の進化は、資料解読の自動化を促している。凸版

印刷がくずし字テキストを高精度でテキストデータ化するOCR技術を開発したことが発表され(二〇一五年七月三日 http://www.toppant.com/news/2015/07/newsrelease150703_2.html) 話題となったが、くずし字テキストには如上の書写者、書記者の意識・認識のレベルや、清濁、補助記号の問題などが絡んでおり、単純に文字を現用のものに置き換えられれば済むというものではない。翻字の必要やスピード化は、今後もほとんど求められていくだろうが、いっぽうでそれを監修することのできるリテラシーを、研究者は身に付ける努力を怠ってはならないと考える。

- 注(1) 『出光美術館蔵品図録 書』(一九九二年 平凡社) 1—86「安田切 伝二条為道筆 日本・鎌倉」。
- (2) 久曾神昇『古筆切影印解説 I 古今集編』(一九九五年 風間書房) 第一五九—第一六〇図「伝二条為道筆六半切」。
- (3) 西下経一・滝沢貞夫『古今集校本』(一九七七年 笠間書院)。
- (4) 「字体」という用語の定義について、本稿では、矢田勉『国語文字・表記史の研究』(二〇一二年 汲古書院) 第一編第二章に従いたい。矢田は、文字の視覚的形状を表す術語として、「字形」をeig.(具象的な実相という側面からの捉え方)なもの、「字体」をemul.(使用者の脳内における理念的な相としての捉え方)なものとして使い分けることを、有効な研究方法としている。(九頁)。
- (5) 小松茂美『古筆学大成』第五卷(一九八九年 講談社)。
- (6) 『古筆手鑑大成』第五卷(一九九五年 角川書店)。
- (7) 『古筆学大成』第五卷(右掲)に「伝二条為氏筆 因幡切」として掲載ほか。
- (8) 久曾神昇『藤原定家筆 古今和歌集』(一九九二年 汲古書院)。
渋谷栄一による字母データがweb上に公開されている(<http://>

- genjiemuseum.web.fc2.com/kodai2.html)。
- (9) 嘉禄二年四月本。冷泉家時雨亭叢書2『古今和歌集 嘉禄二年本』
／古今和歌集 貞応二年本』(一九九四年 朝日新聞社)に影印所収。渋谷栄一による字母データがweb上に公開されている(<http://genjiemuseum.web.fc2.com/kokai2.html>)。
- (10) 「ネーティブスレきはく」の「館蔵高松宮家伝采葉禁本」(<https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?param=taka/db/param>) 4の「13古今和歌集(HI-600-1177) ㊦ 函㊵」(https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/kmview.pl?param=taka/db/param&h=/history/w1452546880_21232&o=1&ch=50&st=0&so=&t=1464) を閲覧せよ。この本については、川上新一郎「貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考—寂恵の古今集研究について(続) —」(『斯道文庫論集』三九 二〇〇四年二月)に詳し。
- (11) 貞応二年七月本。注9所掲冷泉家時雨亭叢書2に影印所収。渋谷栄一による字母データがweb上に公開されている(<http://genjiemuseum.web.fc2.com/koj00.html>)。
- (12) 浅田徹「不違一字」的書写態度について(井上宗雄編『中世和歌 資料と論考』一九九二年 明治書院)。
- (13) 東海大学蔵桃園文庫影印叢書・第五卷『古今和歌集』(一九九一年 東海大学出版会)。
- (14) 川上新一郎「貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考(続) —」(『斯道文庫論集』四九 二〇一五年二月)に詳細な書誌報告がなされている。なお、呉文炳『国書聚影』(一九六二年 理想社)に掲載の「一 古今和歌集 葉室光俊筆本 一帖」が該本に当たる。なお、本稿で取り扱った切を天理図書館蔵本と比べてみると、A〜D面についてはその書写面が一致し、また伝為定筆切を含めて、朱の庵点の位置、および仮名字母にいたるまでの文字表記が、ほぼ一致している。このことの意味については、本文中に記したとおり、別稿にて論じることとする。
- (15) 注12所掲論文。

(16) 注14所掲川上論文も、「書写年代は真観でも不思議はないように思われるが、やはり転写本ではないだろうか」とする。

(17) 遠藤邦基「杖つきの「乃」の字—言語遊戯としての見立て文字—」(『国文学』(関西大学) 八三・八四 二〇〇四年一月)。佐藤栄作「字」とその示し方」(アクセント史資料研究会『論集Ⅹ』二〇一三年二月)にも言及がある。

(18) 『日本歌学大系』第四卷(一九六二年 風間書房) 所収。
(19) 『近世文学資料類従』参考文献編17(一九八一年 勉誠社) に元

禄元年版、『重宝記資料集成』第一卷(二〇〇六年 臨川書店) に「新版増補」版の影印が収載される。なお関連論文に小林賢章「歌書仮名遣い」(『同志社女子大学 日本語日本文学』七 一九九五年

一〇月)がある。
(20) 注18に同じ。

(21) 合わせて、矢田勉『国語文字・表記史の研究』(前掲) 第三篇第二章「平安・鎌倉時代における仮名字体の変遷」の、「毛」字母から派生した字体に関する記述(二〇九頁)を参照のこと。
(22) 兼築信行『一週間で読めるくずし字 伊勢物語』(二〇〇六年 淡交社)、『一週間で読めるくずし字 古今集・新古今集』(同前) など。

(23) 坂本清恵『僻案抄』の仮名遣い—定家の「乎」について」(アクセント史資料研究会『論集Ⅳ』二〇〇八年九月)。

新刊紹介

河野貴美子・Wiebke DENECKE・
新川登亀男・陣野英則編

『日本「文」学史 第一冊

A New History of Japanese
“Literature” Vol.1

「文」の環境—「文学」以前

斯界の大家たちが、それぞれの専門や「哲・史・文」といった学問体系を乗り越え、「日本文学」を考察するシリーズの第一冊。本書は、前近代日本における「文」の概念がいかなるものであったのかについ

て諸考察がなされている。十二の論考と十六のコラムとで構成されるが、以下、その中から二つの論考の概略を簡単に紹介する。

まずは、滝川幸司氏の論考である。これは、『凌雲集』序文の「文章は経国の大業、不朽の盛事」(原漢文)という、魏文帝の『典論』(論文)〔文選〕を引用した箇所について、同時代の用例を検討しながら、この一節を弘仁年間の時代的思潮と見なしてきた従来説に修正をせまるもの。平安初期の「文章経国」思想を考えるうえで、同氏が以前に『アジア遊学』一八八号に寄せた論文と併せて、必読のものであろう。

次に挙げたいのは、後藤昭雄氏の論考で

ある。これは、半ば常識語として自明視されてきた「花鳥風月」について、中世に成語として定着するまでの階梯を見るものである。あるひとつの語が成立するまでの過程を丁寧に解きほぐす論文である。

「文」とは何か。それは、前近代において、どのような世界を形成していたのか。文学研究を志す者にとって、自身の見解を持たねばならぬ問題であろう。続く第二冊・第三冊の刊行を鶴首して待ちたい。

(二〇一五年九月、勉誠出版 B6判 五三〇頁 本体三八〇〇円)

〔川村卓也〕